

令和3年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和3年8月10日 開会

令和3年8月10日 閉会

富士宮市農業委員会

令和3年8月10日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 15名

農業委員出席委員

2番 宮島孝子	3番 遠藤恒男	4番 望月三千夫
5番 赤池勝	6番 佐野正	8番 石川邦彦
9番 佐野公洋	10番 松下善洋	11番 村松義正
12番 植松眞二	13番 齊藤学	14番 石川嘉章
15番 朝比奈美芳	17番 植竹繁	18番 後藤文隆

欠席委員

1番 佐野芳弘	7番 千頭和栄一	16番 杉浦徳子
19番 松永孝男		

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 佐野俊英	2番 塩川金彦	4番 遠藤光浩
5番 佐野均	6番 村松慎一	7番 土井一彦
8番 加藤文男	9番 望月義雄	10番 有賀文彦
11番 鈴木四郎	12番 佐野強	13番 近藤雅隆

欠席委員

3番 佐野三男

事務局職員

(併) 事務局長	中野信男	次長兼振興係長	望月伸浩
主任主査	深川亮	主査	池田幸司
主事	大瀧美緒		

議長 会長 望月三千夫（以下同じ）

それでは、本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

さて、静岡県に新型コロナウイルスまん延防止等重点措置が適用されました。富士宮市も重点措置の対象となっていることを鑑み、本日は、農業委員会総会は通常どおり進めていただきますが、農地利用最適化推進会議は、事務局からの説明のみとし、委員の皆さんからの報告は省略させていただきます。なお、質疑等があれば伺うこととし、休憩なしで進めたいと思います。なお、本日は傍聴人が1名いることを申しておきます。

それでは、会議に入る前に、1番、佐野芳弘委員、7番、千頭和栄一委員、16番、杉浦徳子委員、19番、松永孝男委員が、本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので御報告いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。
それでは、「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、14番 石川嘉章委員、15番 朝比奈美芳委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会議録署名人に、14番 石川嘉章委員、15番 朝比奈美芳委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第49号から議第44号です。

初めに、報第49号から報第54号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和3年6月21日から令和3年7月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページ、2ページを御覧ください。

報第49号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が5件提出されました。

続きまして、議案の3ページを御覧ください。

報第50号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。

続きまして、議案の4ページ、5ページを御覧ください。

報第51号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、3件の届出が受理されました。

続きまして、議案の6ページ、7ページを御覧ください。

報第52号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、3件の届出を受理しました。

続きまして、議案の8ページから11ページを御覧ください。

報第53号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、12件の届出を受理しました。

続きまして、議案の12ページを御覧ください。

報第54号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可する通知を受けたので次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借で認可を受けたものが2件ありました。

報告については、以上です。

議長

事務局からの報告が終わりましたが、ここで一括して質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

よって、報第49号から報第54号まで報告済みとします。

議第42号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の13ページを御覧ください。

議第42号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び第2項は、同一受人の案件になりますので、一括して説明いたします。別冊航空写真1ページ及び2ページを御覧ください。

第1項申請地は猪之頭で、陣馬の滝の南西に位置する農地です。第2項申請地は山宮で、山宮工業団地の南西に位置する農地になります。受人はいずれも外神の■■■■さんで、第1項は渡人、■■■■さんとの売買契約、第2項は渡人、■■■■さんとの使用貸借契約で、蔬菜を栽培する計画です。受人は現在77歳、耕作面積は許可後3,290平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は杉田で、杉田第2配水池の北東に位置する農地です。受人、杉田の■■■■さんと渡人は、亡■■■■相続財産の相続財産管理人である富士市今泉の弁護士■■■■さんとの売買契約で、蔬菜を栽培する契約です。受人は現在67歳、耕作面積は許可後3,374.26平方メートル、稼働人員は1名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真は4ページを御覧ください。

申請地は根原で、エル・ファーム・サカキバラ富士農場及び富士バイオテックの北側に位置する農地です。渡人、■■■■さんが自身を代表取締役とする法人、株式会社■■■■を立ち上げ、新規に解除条件付の貸借契約を結ぶものです。キャベツ、ネギの露地栽培をする計画となります。耕作面積は許可後1万8,228平方メートル、稼働人員は3名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真は5ページを御覧ください。

申請地は下条で、上野幼稚園の南東に位置する農地です。現在、平成30年から同地を借受けし、耕作している受人、中央町の■■■■さんと、渡人、富士市の■■■■さん及び■■■■さん共有との売買契約で、山菜や梅等を栽培する計画です。受人は現在64歳、耕作面積は許可後3,851平方メートル、稼働人員は1名です。

続きまして、第6項及び別冊航空写真は6ページを御覧ください。

申請地は北山で、北山第一区区民館の東に位置する農地です。受人、静岡市葵区の■■■■さんと、渡人、■■■■さんとの売買契約で、花き等を栽培する計画です。受人は現在64歳、耕作面積は許可後1万1,908.61平方メートル、稼働人員は2名です。

以上、第1項から第6項の申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの上程議案のうち、4項及び5項について、担当委員の調査報告をお願いします。

17番 植竹 繁委員

8月3日午後2時から現地にて審査をいたしました。事務局1名、委員2名、現地にて、本人から説明を受けました。申請どおりで執り行うということでしたが、これからどういう形を取るんですかと言ったら、来年の春先からキャベツ、ネギ等を植えるという説明がありましたので、そのとおりにやっていただきたいと。

ただ1点、ここは1年半前に売買ということで出てきて、そのときの我々との話は、盛土というか、客土はしないという約束の中で、今、大量に運び込まれておりますので、ちょっとその辺の経過を聞きましたら、向こうの人がもうカッカカッカしちゃって、「地域の人間に何で自分の畑へこういう形を取るのに一々言わなきゃならないんだ。」と、そういう指摘をされまして、事務局に伺いましたら、いや、事務局に盛土をする申請が出ていますと。地区の委員二人で話をしたのが、そういうことであるのであれば、やっぱり委員にも盛土をするんだよということを知らせてほしいなど、そうすれば、地域の人らにも、いやいやあそこはこういう形に市もオーケー出しているんですよという説明ができるんですけど、現場へ行ってそういうことを言われると、非常に我々が何をやっているのかなという思いを持ちました。ちょっとその辺を、長くなりましたけど。この最初の前段で話したようなことがきちっとされるのであれば、問題ないんじゃないかなと。

我々も地域の間人も、今、盛土に対しては、すごく過敏になっている部分がありますものから、ちょっと長くなりましたけど、以上です。

13番 齊藤 学委員

ただいま審議中の第5項の調査結果について報告します。

8月4日午前9時30分、現地で申請本人に事務局3名、土井委員と私が説明を聞きました。

申請のとおり問題はありませんでしたので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

農地利用最適化推進委員 13番 近藤雅隆委員

先ほど言われたこの4項の件なんですけど、植竹さん言われた後で、すみません、私、8月7日にその前を通りました。この敷地の中で3か所ほどこの道から並行に鉄板が置いてありました。それで重機が3台ほど置いてありました。多少、客土するんだろうなとは思って、そういうのを

見てきましたけど、あそこまで客土をしてキャベツを作るって、「ええっ。」と、今、話を聞きながら、本当にキャベツ作れるのかなと思いながら、老婆心ですけど、こんなもんなのかなと思いながら見てきました。一応、報告です。

議長

ほかには御質疑ありませんか。

事務局 池田主査

すみません、先ほど第4項のお話で、農地改良のお話が出てきたかと思えます。こちらの届出について、ちょっと補足で御説明させていただければと思うんですが、こちら、令和3年4月に所有者から農地改良の届出が出ておまして、令和3年6月の総会で届出書の報告ということで一度上げさせていただいております。これから、届出が出た場合については、また同じように総会等でも報告させていただければと思えます。

一応、内容なんですけど、こちら、山梨から埋立用の土を用いまして、こちら盛土をして、キャベツ等をやるように農地を改良していくと。耕作用の土を搬入するというものになっています。完了は、令和3年9月末ということで届出書にはなっているんですけども、今回、現地で届出人さんとお話をしたところ、8月中には終わるんじゃないかなんていうことはおっしゃってありました。

以上です。

議長

じゃあ、私からいいですか。

今の件ですが、これ、市に出してあると言うけど、これは農地改良の届出、それとも管理課適用の条例の関係かな。

事務局 池田主査

農地改良の届出になります。

議長

それで現地見て、この客土が、いわゆる農地に適した土壌かな、その辺どう。ただ、適当に山砂利とか変なの盛って、廃材や、残土とか。

事務局 池田主査

山土ですね。

議長

残土。じゃあ、農地の農地法の盛土じゃないですか。じゃ、ないんだね。

この土地は、レベルは平ら、ここは。

事務局 池田主査

耕作土を搬入するということになっています。

17番 植竹 繁委員

ここの土地は野菜を作るという名目で、過去に何十年という期間をかけて神奈川県産廃業者が大量に入れた土地で、道路から本質的なことを言えば1メートル以上も上がっちゃっていました。それに、また何メートルだかちょっと分からないんだけど、結果を見ないと、また盛るといって、第1回目に申請が出たときには、そのくらいもう上がっちゃっているからこれ以上、上げないでくださいよという約束の中でやった話だったと思えます。だから、ちょっと今のところ何メートル積むかは分かりません。

議長

事務局、この土地のこの地主さんは、例の北山のときの地主さんですか、これは。

事務局 池田主査

そうです。

議長

そうね。それから、これは市の管理課との協議はどうなっているのかな。

盛土条例には適用しない、これ。

事務局 望月次長兼振興係長

すみません、この農地改良届につきましては、当然、管理課でも農地改良ということで届出は出してあります。ただ、盛土条例上の中におきましては、農地改良届ということで、農地を農地として使うという目的でやっておりますので、当然管理課にも届出は出してあります。

議長

いろいろ問題がね、ある人ですから、また植竹さん、宮島さん、定期的に見て、問題があればまたすぐ事務局と連絡をお願いしたいと思います。

今、いろいろ問題が、盛土の関係では、県内でもいろいろ問題がありますもので、ぜひ注意をしてください。

ほかにはありませんか。

事務局 望月次長兼振興係長

すみません、先ほど、埋立ての土ですけれども、これ、山土、「やまつち」ですね、山の土を入れるということで、残土ではありませんので、その辺、訂正させていただきたいと思います。

議長

残土じゃないただね。

これ、実際、山の土って、野菜できないことはないんだけど、どうですか、普通、あの辺だといわゆる作土、大体、あつちは最低でも20センチという状況がないわけですね。でも山砂利でもできないことはないけど。

十分また注意をして現地を見てください。

ほかには。

[挙手なし]

議長

それでは、質疑なしと認めます。

採決に移ります。

議第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第42号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第43号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の15ページ及び16ページを御覧ください。

議第43号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真7ページを御覧ください。

申請地は、淀師■■■■、畑461平方メートルで、富士宮西高校の南西に位置する農地です。耕作していた申請人の母が亡くなり、平成5年頃から耕作困難となり放棄、申請人も病気により耕作困難なため森林化したもので、農地への復元も不可能なため、非農地として扱って差し支えないものと思われま

す。続きまして、第2項及び航空写真8ページを御覧ください。

申請地は、杉田■■■■、畑340平方メートルで、杉田第2配水池の北に位置する農地です。平成14年8月5日、申請人が住宅の建て替えに伴い、申請地を車庫及び倉庫として一体利用していたものです。農家住宅の敷地拡張であり、都市計画法上問題はなく、非農地として扱って差し支えないものと思われま

す。続きまして、第3項及び航空写真9ページを御覧ください。

申請地は、北山■■■■、畑571平方メートルで、あさぎり高原食品の北に位置する農地です。昭和34年頃から申請人の母が農作業に手が回らなくなり、耕作放棄し森林化したもので、農地への復元も不可能であり、非農地として扱って差し支えないと思われま

す。続きまして、第4項及び航空写真10ページを御覧ください。

申請地は、北山■■■■、畑152平方メートルほか1筆、計1、342平方メートルで、特別養護老人ホーム富士宮荘の南に位置する農地です。昭和35年頃から申請人の父が人手不足により管理できなくなり、スギ等を植林し現在に至ったものです。周辺も山林で、農地への復元は不可能であり、非農地として扱って差し支えないものと思われま

す。続きまして、第5項及び航空写真11ページを御覧ください。

申請地は、下条■■■■、畑809平方メートルほか2筆、計2、610平方メートルで、上野幼稚園の南に位置する農地です。昭和56年頃から申請人の父が耕作に不向きな農地であるため、スギ等を植林し現在に至ったものです。周辺も山林で農地への復元は不可能であり、非農地として扱って差し支えないと思われま

す。説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

14番 石川嘉章委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告します。

8月4日午後、申請人本人と奥さん、事務局2人、石川委員と私の6人にて現地で話を聞きました。先ほど事務局から説明があったとおり、場所は西高の南西、介護施設らぼ〜との北側で、当人が病気のため働けず、長年放置されたため、草木が覆い茂り、とても畑に戻せる状態ではありません。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくをお願いします。

事務局 深川主任主査

事務局より代読します。

ただいま審議中の第2項の調査結果について報告します。

8月5日午後1時30分、申請人、行政書士、事務所職員、事務局2名、農業委員2名にて現

地で会い、話を聞きました。平成14年に農家住宅の建て替えに伴い、申請地を農業用倉庫・車庫として敷地拡張し、一体利用をしていたものです。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いします。

6番 佐野 正委員

ただいま審議中の3項と4項について調査報告を行います。

第3項について、8月3日、現地にて申請者本人、事務局3名、会長の望月さんと私で調査を行いました。現地は東西に長く、南北にも傾斜があり、樹齢が約50年前後と思われるスギ・ヒノキが植林されております。農地に戻すのは困難であると思われ、詳細については、事務局の説明どおりで問題はないと思われれます。

続いて4項について、8月3日、申請者代理人2名、事務局3名、会長の望月さんと私で調査を行いました。申請地は、植林後約50年から60年ぐらいたっていると思われれます。スギ・ヒノキの山林となっております。周囲も山林に接し、農地に戻すのは困難かと思われれます。詳細については、事務局の説明どおりで問題はないと思われれますので、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

13番 齊藤 学委員

ただいま審議中の第5項の調査結果について報告します。

8月4日午前10時、現地で申請者の弟に事務局3名、土井委員と私が説明を聞きました。申請のとおり問題はありませんでしたので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第43号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第44号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本議案のうち、2項については、5番、赤池 勝委員が関係する案件であるため、農業員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、事務局から議案の概要を説明後、退席を求めます。

事務局 池田主査

では、事務局より、議案の概要説明をさせていただきます。

議案の17ページを御覧ください。

議第44号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

別紙農用地利用集積計画（案）について説明します。ページを2枚めくっていただきまして、2ページの農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数12人、利用権を設定する者の数21人、利用権を設定する農用

地の面積は計12万4,685.23平方メートルです。

利用権の内容について説明します。1枚めくって4ページの集積計画を御覧ください。

第1項から第21項まで全て中間管理事業となっております。

以上、概要説明になります。

議長

ここで、5番、赤池 勝委員の退席を求めます。

[5番 赤池委員 退席]

議長

それでは、2項について、先に審議します。

事務局から議案の説明をさせます。

事務局 池田主査

では、第2項について説明します。

第2項及び別冊航空写真14ページを御覧ください。

申請地は山宮で、ファミリーマート富士宮山宮店の南東に位置する農地です。山宮の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、2万7,312.56平方メートルになります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第44号のうち、2項について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第44号のうち2項について原案のとおり処理することに決定いたしました。

5番、赤池 勝委員の入場を求めます。

[5番 赤池委員 入場]

議長

引き続き、議第44号について、事務局から議案の説明をさせます。

事務局 池田主査

それでは、第2項を除いた各項について順に説明いたします。

第1項及び別冊航空写真12ページ及び13ページを御覧ください。

第1項申請地は杉田で、杉田第1配水池の南西及び杉田区民センターの西に位置する農地になります。第1項申請地は、杉田の■■■■株式会社への使用貸借権設定で、茶の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は7万9,008.65平方メートルになります。

続きまして、第3項及び航空写真15ページを御覧ください。

申請地は山宮で、山宮スポーツ公園の北西に位置する農地になります。山梨県南都留郡鳴沢村の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は7,448平方メートルになります。

続きまして、第4項及び航空写真16ページを御覧ください。

申請地は人穴で、朝霧ジャンボリーゴルフクラブのコースから東に位置する農地になります。人穴の株式会社■■■■への使用貸借権設定で、飼料作物の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は7万9,253.67平方メートルになります。

続きまして、第5項及び第6項は同一借主の案件になりますので、一括して説明します。別冊航空写真17ページを御覧ください。

申請地は長貫で、市立芝富小学校の西に位置する農地になります。黒田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、茶の栽培、6年1か月新規になります。移転後経営面積は9万3,371.78平方メートルになります。

続きまして、第7項及び別冊航空写真18ページを御覧ください。

申請地は青木で、青木二町内集会所の北東に位置する農地になります。青木の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は4,840.62平方メートルになります。

続きまして、第8項及び航空写真19ページ及び20ページを御覧ください。

申請地は下条及び精進川で、下条は上野幼稚園の南に位置する農地、精進川は日吉神社の南西になります。下条の株式会社■■■■への使用貸借権設定で、飼料作物の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は6万2,789.82平方メートルになります。

続きまして、第9項及び航空写真21ページを御覧ください。

申請地は粟倉で、神成グラウンドの東に位置する農地になります。富士市神戸の■■■■さんへの使用貸借権設定で、花木の栽培、5年新規になります。移転後経営面積は1万4,133.94平方メートルになります。

第10項及び航空写真22ページを御覧ください。

申請地は村山で、市立富士根北小学校の南に位置する農地になります。富士市伝法の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は2万120平方メートルになります。

第11項及び航空写真23ページを御覧ください。

申請地は馬見塚で、馬見塚コミュニティー広場の南に位置する農地になります。青木の■■■■株式会社への使用貸借権設定で、野菜の栽培、9年11か月新規になります。移転後経営面積は6万8,966.05平方メートルになります。

第12項及び第13項は同一借主の案件になりますので一括して説明いたします。第12項及び別冊航空写真24ページを御覧ください。

申請地は上条で、上条上区区民館の北東に位置する農地になります。

第13項及び航空写真25ページを御覧ください。

申請地は大倉川農地防災ダムの東に位置する農地になります。

猫沢の農事組合法人■■■■への使用貸借権設定で、水稻の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は17万6,803平方メートルになります。

第14項から第21項までは同一借主の案件になります。一括して説明いたします。別冊航空

写真26ページを御覧ください。

申請地は羽鮎で、芝川リズムの北西に位置する農地になります。借主は、静岡市清水区の株式会社■■■■で、第18項は使用貸借権設定、それ以外は賃借権設定になります。野菜の栽培、10年新規で、移転後経営面積は7万8,977平方メートルになります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第44号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定いたしました。

続きまして、報告事項として、「農地改良届の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和3年7月10日から令和3年8月9日までの農地改良届の届出の受理状況について説明します。

本日配付しました農地改良届の届出についての受理状況を御覧ください。

第1項、杉田■■■■、畑2,284平方メートルにつきまして、土砂の流出防止のための隣接地との境界付近への堰、土留めの設置及び畑のかさ上げを目的とした農地改良届が令和3年7月28日、提出されました。

工事の期間は、令和4年8月14日までの1年間の予定であります。管理課の盛土条例には該当しませんが、今後も関係課と情報を共有し、連携して対応していく予定であります。

説明は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。

いいですか。これは、脳研の東側の土地でしたか。事務局、分かる。確か、脳研の何か東側に出てきた場所と違うのかな。

事務局 深川主任主査

大岩明倫保育園をずっと北側に上っていったところなので、ちょっと違うかもしれないです。

議長

以前に脳研の東側に果樹を作るということで出てきたんだけど、そこは違うわけだね。はい、分かりました。

ほかには、質問ありませんか。

[挙手なし]

議長

それでは、質疑なしと認めます。

よって、報告済みとします。

以上、これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、9月9日を予定しております。

以上をもちまして、令和3年8月富士宮市農業委員会総会を閉会いたします。

なお、傍聴人の参加につきましては、ここまでとさせていただきます。御苦勞さまでした。

午後1時43分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会 長

会議録署名人
14 番

会議録署名人
15 番